

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 輸出貿易管理令の一部改正

一 ビニリデンフルオリドの共重合体等の輸出について経済産業大臣の許可を要しないものとする等
所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

二 ふすま等の輸出について経済産業大臣の承認を要しないものとする等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第二関係)

三 リベリアを仕向地とする貨物の輸出に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要しないものとする。
(別表第三の二関係)

第二 附則

一 この政令は、平成二十九年一月七日から施行するものとする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとする。
(附則第一項関係)

1 第二条第二項の改正規定、附則第三項の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定

平成二十八年十二月七日

2 別表第三の二の改正規定 公布の日

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二項関係)